

令和4年5月31日 話 題 事 項
令和4年5月30日 資 料 提 供 済

## 令和4年度きのくに文化月間連携事業を募集します！

令和4年11月に「きのくに文化月間（新政策）」事業を実施するにあたり、下記のとおり連携事業を募集します。

### 【目 的】

「紀の国わかやま文化際2021」で育まれた文化振興の機運を継続させるとともに、障害のある方や次世代を担う青少年の文化芸術活動への参加を促すため、毎年11月を「きのくに文化月間」と設定し、文化芸術事業を集中的に実施します。

そこで、本事業の趣旨に沿うもので、多くの方が文化芸術に触れる機会を提供する事業を募集します。

### 【募集期限】

令和4年7月29日（金）まで ※消印有効

### 【対 象】

- 令和4年11月1日（火）から11月30日（水）の間に実施する事業  
※実施期間が上記期間外に及ぶものでも、主要事業が期間内で実施されると認められるものは対象とします。
- 和歌山県内に所在する地方公共団体、公共施設、学校、自治会、企業、NPO法人、各種団体等が主催する事業

### 【提 出 先】

和歌山県企画部企画政策局 文化学術課  
〒640-8585  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話：073-441-2050 FAX：073-436-7767  
E-mail：e0221001@pref.wakayama.lg.jp

### 【そ の 他】

募集に関する詳細は、別添募集要項をご参照下さい。また、募集要項及び申請書は、和歌山県文化学術課のホームページに掲載しております。

○<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/>

担 当 文化学術課 森下、安井 電話：073-441-2052
---------------------------------------

# 令和4年度きのくに文化月間連携事業募集要項

## 1 趣 旨

「紀の国わかやま文化祭2021」で築かれた文化団体間の交流及び活動を継続させるとともに、障害のある方の芸術活動への参加を促し、加えて、次世代を担う青少年の文化芸術への関心を高めるため、「きのくに文化月間」を創設し、本県の文化芸術の継承及び持続的な発展を目指します。

そこで、本事業の趣旨に沿うもので、多くの方が文化芸術に触れる機会を提供する事業（以下「連携事業」という。）を募集します。

## 2 募集期間

令和4年7月29日（金）まで ※消印有効

## 3 対象事業

連携事業は、次の（1）、（2）を満たすものを対象とします。

### （1）期 間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）の間に実施する事業であること。ただし、実施期間が上記期間外に及ぶものでも、主要事業が期間内で実施されると認められるものは対象とします。

### （2）主催者

和歌山県内に所在する地方公共団体、公共施設、学校、自治会、企業、NPO法人、各種団体等

## 4 承認基準

連携事業の趣旨に沿う事業を、申請に基づき「連携事業」として承認します。ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しないものとします。

- （1）営利を目的とする行事であると認められるもの
- （2）特定個人の売名等に利用するものであると認められるもの
- （3）特定の目的をもった政治活動又は宗教活動であると認められるもの
- （4）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催する行事等、公安又は風俗を害するおそれがあるもの
- （5）一般の人に公開されないもの
- （6）その他適当でないと認められるもの

## 5 申請手続等

- (1) 主催者は、令和4年7月29日（金）までに、連携事業参加申請書を文化学術課へ提出するものとします。
- (2) 連携事業として承認する場合は、原則として、申請を受理した日から2週間以内にその旨を通知します。
- (3) 承認された事業においては、次の広報を行っていただきます。
  - ・ポスター、パンフレット、チラシ等の印刷物において、「きのくに文化月間」の名義及び月間ロゴマーク等を表示していただきます。
  - ・ホームページやSNS等において、「きのくに文化月間」の開催等に関する情報を掲載していただきます。
  - ・当該事業開催会場において、文化祭の開催等に関する情報のアナウンスや、文化学術課の求めに応じて広報物の展示等をしていただきます。
- (4) 申請書につきましては、和歌山県文化学術課のホームページからダウンロードできます。○ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/>

## 6 承認によるメリット

- (1) 「きのくに文化月間」パンフレットに掲載
- (2) 県ホームページに「連携事業」として掲載
- (3) 県公式フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等で事業紹介
- (4) 報道機関への資料提供

## 7 注意事項

主催者は、承認された事業について、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 事業内容等を変更する場合は、速やかに申し出ること。
- (2) 事業に要する経費は、すべて主催者の負担で行うこと（補助金・助成金等を除く。）
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者の責任で処理すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、主催者の責任で解決すること。
- (5) 事業の承認後に「4 承認基準」に反する事項がある又は上記（1）から（4）までが遵守されないと認められたときは、承認を取り消す場合があります。

## 8 申込書提出先・お問合せ先

和歌山県企画部企画政策局 文化学術課

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2052 FAX：073-436-7767

E-mail：e0221001@pref.wakayama.lg.jp

## きのくに文化月間連携事業 参加申込書

和歌山県文化学術課長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者氏名

きのくに文化月間連携事業募集要項の4承認基準を満たしているため、次のとおり、連携事業に参加を申し込みます。

事業名				
開催日時	年 月 日( ) から		年 月 日( ) まで	
	時 分から		時 分まで	
会場				
事業問い合わせ先	TEL :		FAX :	
事業掲載ホームページ	無 ・ 有 (http:// )			
主催者				
共催・後援等				
事業種別	①公演	②コンクール	③祭・フェスティバル	④講演・講習会
	⑤展示	⑥その他( )		
事業内容				
観客・入場者の見込み数	人			
申込方法等	申込の有無	申込不要・申込必要	入場料	無料・有料( 円)

※パンフレットに掲載するため、事業内容はできるだけ詳細にご記入ください。また参考資料があれば添付してください。

ロゴマークの使用の有無 ※現在作成中 完成後、申請者にデータで 提供します	①使用しない ②チラシ ③ポスター ④パンフレット ⑤ホームページ ⑥その他( )
事業PR ※県HP等の事業紹介の際に 参考にします	

担当者連絡先	住 所	
	氏 名	
	T E L	
	E-mail	